

不動産の公売のお知らせ

差押している不動産の公売を、下記のとおり入札方法により行います。
公売の入札には、原則としてどなたでも参加できます。
手続きなど詳しくは「公売広報(税務課等に設置)」または「公売広告(告示板)」をご覧ください。
なお、滞納になっている税金の納付などにより、中止になる場合もありますので、参加される方は、入札当日ご確認のうえお越しください。

- 日時：2月8日(火) 午後2時00分から午後2時15分まで
- 場所：西原町役場2階会議室
- 公売対象不動産：宅地1筆、原野1筆(公売財産の明細は「公売広報」または「公売公告」をご覧ください)

公売財産一覧表(不動産は登記簿謄本による表示です。)

売却区分番号	見 積 価 額	財産種別	財 産 所 在 地	その他事項
	公 売 保 証 金			
23の1	301,000円	原野	中城村字伊集宇宙原294番2 地積・406㎡	
	32,000円			
合23の2	1,232,000円	宅地	国頭郡本部町字謝花大久保原 (物件は直接係員にお聞さください。)	
	130,000円			

- 物件の確認・入札される前に現地の状況確認や登記簿の閲覧などにより、権利関係などを確認してください。現地の下見の際は担当者に確認してください。差押財産は滞納者本人の所有物なので節度ある行為をお願いします。
- 入札当日に必要なものの詳細は「公売広報」をご覧ください。

お問い合わせ：総務部税務課 滞納整理班 ☎945－4729

～タイヤロックによる自動車の差押えを執行しました～

税務課では、町税を公平に負担していただくため、新たに「タイヤロック(車輪止め)」を導入して、自動車の差押を執行しました。これまでも納税催告に応じない方、納付についての誠意が認められない方に対し、法の定めにより不動産、預金、給料、生命保険などの差押を実施してきましたが、新たな取組みとして自動車(普通自動車、軽自動車、オートバイなど)にタイヤロック(車輪止め)を活用した差押えに着手し、より一層の税収の確保に努めます。

差押えた自動車などには、保管命令を行った上で運行・使用をさせないための措置として、タイヤロック(車輪止め)及び財産差押公示書を装着し、自主的な納付を促します。それでも納付がない場合は、差押えた自動車を引き上げて公売を行い、その売却代金を滞納している町税に充てます。
※財産差押公示書は、運転席側のドアミラーに装着します。

お問い合わせ：総務部税務課 ☎945－4729(内線144・146)



タイヤロックや財産差押公示書を破損し、差押財産を使用した場合は、地方税法第168条、同法第332条及び同法第374条(滞納処分に関する罪)、刑法第96条(封印等破棄)、刑法第252条(横領)などの法律により処罰されることがあります。

平成22年度 固定資産税4期分の納期限は2月28日(月)です

納め忘れのないよう、期限内納付をよろしくお願いします。

- 町税の納付は口座振替を利用すると便利です。
- 納付が遅れた場合は、延滞金が加算されますので早めに納めてください。
- 滞納が続きますと預金や不動産の差押を行う場合があります。

※当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えていてください。

平成22年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		6月30日	8月31日	11月1日	平成23年1月31日
固定資産税		4月30日	8月2日	12月27日	平成23年2月28日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ：総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945－4729

北那覇税務署からのお知らせ

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください！

- e-Taxを利用してできる国税の各種手続き
 - ①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告
 - ②全税目の納税
 - ③申請・届出等…が自宅やオフィスからインターネットを通じて行えます！
- ※特に、源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続きには大変便利です！

～e-Taxをご利用いただくメリット～

- 最高5,000円の税額控除
平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19年分から22年分の間でいずれか1回)。
- 国税庁ホームページから電子申告
自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信できます(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください)。
- 添付書類の提出省略
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)。
- 還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。
- 24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp/ e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp

お問い合わせ／北那覇税務署 (代表番号) 098-877-1324(国税についての一般的なご質問「1」 個別のご相談の場合「2」)

住民基本台帳カードについて

★無料交付は平成23年3月交付分までです[4月からは有料]★ (再交付は手数料【500円】が必要です。)

住民基本台帳カード(以下、住基カード)とは、市町村が交付するICカードのことです。種類は、「写真つき住基カード」と「写真なし住基カード」の二つがあり、希望するカードを選択できます。特に「写真つき住基カード」は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書としてご利用できます。

住基カードご希望の方の申請方法

本人が総務部町民生活課へ来庁し、本人であることを確認できるもの(下記のもの)をご持参ください。

■本人確認書類については、平成23年1月より改正されました■

- ①運転免許証 ICチップ入りで、パスワード2つと読み取り装置の情報が、券面事項と一致する場合は免許証のみ。
- ②パスワードの忘失等および非ICチップ運転免許証の場合は、パスポート、障害者手帳など顔写真つきの官公署発行の身分証明書等2点。
- ③顔写真つきの官公署発行の身分証明書等1点の場合は、

さらに健康保険手帳・年金手帳・生活保護受給者証・年金証書等の顔写真無しの官公署発行の身分証明書等1点とあわせて2点。

※上記①から③の身分証明書がない場合は、申請日当日に交付はできませんのでご注意ください。

④上記①から③の身分証明書がない場合は、本人を確認するための文書を自宅あてに郵送します。その文書とあわせて健康保険手帳・年金手帳・生活保護受給者証・年金証書等の顔写真なしの官公署発行の身分証明書等2点などを再度、窓口にご持参ください。

※顔写真つきの住基カードの場合は、縦4.5cm、横3.5cmの写真が必要です。写真は、提出の日より6か月以内に撮影された無帽・正面かつ無背景に限ります。また、サングラスも不可です(④の方は、写真が2枚必要です)。

■有効期限について

住基カードについては、発行日より10年間です。

■転出や町内での異動および券面事項が変わった場合は、町民生活課窓口まで持参してください。

下の記事参照

① 電子証明書

公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する場合、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)を入手し、電子証明書発行申請書等を提出して電子証明書の発行を受けてください。証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は新たに取得する必要があります。また、電子証明書の発行後に基本4情報(氏名・生年月日・性別・住所)が変更になった場合も、電子証明が失効しますので更新手続きが必要になります。

～電子証明書の更新手続きについて～

■有効期限の確認方法

- ①電子証明書の写し(紙媒体)での確認
- ②公的個人認証サービス利用クライアントソフトの「証明書表示ツール」による確認

■更新手続きに必要なもの

- ①更新する電子証明書が格納された住民基本台帳カード
- ②本人確認のための写真付きの証明書(例：運転免許証、写真付きの住民基本台帳カード、パスポート等)
- ③発行手数料 500円

■更新手続きの方法

総務部町民生活課の窓口に備え付けの「更新申請書」に必要事項を記入して申請してください。

② ICカードリーダーライター

家電量販店やインターネット販売などで購入できます。